

平成 28 年度静岡県富士山保全協力金等徴収業務委託（現地徴収）  
業者選定基準

◇審査の方法

- (1) 提出された企画提案書と、プレゼンテーションに対して審査する。  
 (2) 各選定委員は、次の 1～4 に定める審査項目について採点する。  
 (※ 5 については入札価格に応じて自動的に採点される。)

| 項目 |                   | 審査基準・配点   |
|----|-------------------|---|
| 1  | 事業の理解度(10 点)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務目的を理解しているか。(5 点)</li> <li>・ 業務内容を理解しているか。(5 点)</li> </ul>  |
| 2  | 事業の実行力(50 点)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務を確実に実施できる体制を有しているか。(公金の管理体制) (15 点)</li> <li>・ 十分な接遇のできる体制を有しているか (15 点)</li> <li>・ 外国人に対応できる体制を有しているか。(15 点)</li> <li>・ 地元の人材の活用を予定しているか。(5 点)</li> </ul> |
| 3  | 特定テーマに関する提案(40 点) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登山口において、富士山保全協力金の協力率を向上させるために、どのような対応策を講じるか。(30 点)</li> <li>・ 登山口以外において、富士山保全協力金の協力率を向上させるために、新たにどのような対応策を講じるか。(10 点)</li> </ul>                             |
| 4  | 経費見積もりの妥当性(10 点)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容に見合った経費見積もりとなっているか。(10 点)</li> </ul>   |
| 5  | 価格評価点(20 点)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費の節減を推奨するため、価格評価点を導入する。(20 点)</li> </ul>  |